

令和4年度 市民税・県民税申告の手引き

(知多市)

市民税・県民税申告書(以下、申告書)は、市民税・県民税及び国民健康保険税の課税資料となるものです。

令和4年1月1日現在、本市に住所があり、後述の提出要件に該当される方は、2～4ページの市民税・県民税申告書の書き方等を参考に申告書に記入し、提出してください。収支内訳書等が必要な方は、税務課までお問合せください。

なお、文中にある昨年中は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間を指すものです。

***** 市民税・県民税の申告について *****

申告書提出要件にあてはまる方は、申告書を提出しないと市民税・県民税の各種証明書が正しい内容で発行されない場合がありますので、ご注意ください。

また、申告期限の『令和4年3月15日(火)』を過ぎてから申告されると、申告受付後の処理に時間がかかり、当初の課税に間に合わない場合があります。あらかじめご了承ください。

申告書の記載内容については、申告者本人が内容をよく確認した上で提出してください。提出内容を更正するには、根拠となる資料等の提出が必要になります。

***** 国民健康保険に加入している方へ *****

国民健康保険税額を正しく算定するため、世帯主または加入者の方で、下記「市民税・県民税申告書の提出が必要な方」に該当する場合は申告をしてください。

なお、昨年中に収入がなかった場合や扶養親族になっていた場合でも申告が必要ですので、申告書表面の『17所得がなかった方の記載欄』に状況などを記入して提出してください。

○市民税・県民税申告書の提出が必要な方

- (1) 昨年中に事業、不動産、農業、雑所得(年金以外)などの所得があった方(確定申告をする方を除く)
- (2) 昨年中の収入が給与のみの方(勤務先から給与支払報告書が市へ提出される方を除く)
- (3) 昨年中の収入が年金のみで、社会保険料控除・医療費控除などを追加する方
- (4) 昨年中に収入がなく、生計を一にする親族の税法上の扶養親族になっていない方
- (5) 昨年中の収入が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみの方

○申告に必要な資料

- (1) 市民税・県民税申告書
- (2) 昨年中の所得の分かるもの(給与や年金所得者は源泉徴収票、事業所得者は収入金額及び必要経費を記録した書類)
- (3) 昨年中に支払った医療費等の明細書、及び健康保険や生命保険等で補てんされる金額が分かるもの
- (4) 昨年中に支払った国民健康保険税などの支払証明書、国民年金保険料の控除証明書
- (5) 昨年中に支払った生命保険料や地震保険料の支払証明書または控除証明書
- (6) 配偶者特別控除を受ける場合には、その対象者の昨年中の所得が分かるもの(源泉徴収票など)
- (7) 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など認定日や障害の程度が分かるもの
- (8) 勤労学生控除を受ける場合は、学生証または在学証明書
- (9) 本人確認書類・・・マイナンバーカードまたは以下の書類(A、Bそれぞれ1つずつ)
 - A 番号確認書類: 住民票の写し(マイナンバーが記載されたもの)など
 - B 身元確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳など※郵送または各まちづくりセンターで市民税・県民税申告書を提出される場合は上記書類の写しを添付してください。

○提出先及びお問い合わせ先

〒478-8601 知多市緑町1番地 知多市役所税務課
電話 0562-36-2633

□ 市民税・県民税申告書の書き方

■ 1 収入金額等の欄 及び 2 所得金額の欄の記入例と解説

営業等 (ア・①)	販売業・サービス業等の営業から生ずる所得や、外交員・大工等の自由業から生ずる所得をいいます。 ア 収入金額… 昨年中に収入となることが確定した金額(売上金、雑収入、レポートなど) ① 所得金額… 収入金額から収入を得るために必要な経費(売上原価、減価償却費など)を差し引いた後の金額
農業 (イ・②)	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得をいいます。 イ 収入金額… 昨年中に収入となることが確定した金額(農作物の売上金など) ② 所得金額… 収入金額から収入を得るために必要な経費(減価償却費、愛知用水賦課金など)を差し引いた後の金額
不動産 (ウ・③)	地代、家賃、賃貸、賃ガレージなどからの所得をいいます。 ウ 収入金額… 昨年中に収入となることが確定した金額(地代、家賃、礼金、権利金など) ③ 所得金額… 収入金額から収入を得るために必要な経費(修繕費、火災保険料、固定資産税、減価償却費など)を差し引いた後の金額
利子 (エ・④)	預貯金、公社債投資信託、貸付信託などの分配金による所得をいいます。 エ 収入金額… 昨年中に受けとることが確定した金額で、所得税の源泉徴収前の金額 ④ 所得金額… 収入金額が所得金額 ※利子所得のうち、源泉分離課税されたもの、利子非課税制度に係るものなどは申告不要です。
配当 (オ・⑤)	法人から受ける利益の配当、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く)の収益の分配金などの所得をいいます。 オ 収入金額… 昨年中に収入となることが確定した金額で、所得税の源泉徴収前の金額 ⑤ 所得金額… 収入金額から元本を取得するために要した負債の利子を差し引いた後の金額 ※上場株式等の配当(保有株式が発行済株式総数の5%未満の株式配当)の申告は、申告書裏面13欄への配当割額欄の記入が必要です。
給与 (カ・⑥)	給与、賞金及び賞与などの所得をいいます。なお、療養給付、休業補償金などは課税されません。 カ 収入金額… 昨年中に収入となることが確定した金額で、手取額ではなく、所得税の源泉徴収額等を差し引く前の金額 ⑥ 所得金額… 収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額 ※3ページの給与所得の計算欄を参照してください。
雑 (キ・ク・ケ ⑦・⑧・⑨)	著述家以外の人の受ける原稿料や印税、金融業者以外の受ける貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金、公的年金等をいいます。 キ・ク・ケ 収入金額… 昨年中に収入となることが確定した金額で、未収入金、現物収入なども含まれます。 ⑦・⑧・⑨ 所得金額… 収入金額から収入を得るために必要な経費を差し引いた後の金額 ※3ページの雑所得(公的年金等)の計算欄を参照してください。
総合譲渡 (コ・サ・⑩)	土地、建物等以外の資産(書画、こつと品、ゴルフ会員権など)の譲渡による所得をいいます。 コ 短期譲渡の収入金額… 長期譲渡所得以外の資産の譲渡で、昨年中に収入となることが確定した金額(譲渡代金) サ 長期譲渡の収入金額… 資産の譲渡で、その資産の取得の日以後5年を超えて譲渡し、昨年中に収入となることが確定した金額(譲渡代金) ⑩ 所得金額… 一時所得と併せて、申告書裏面10欄で計算。項目「二 合計欄」の金額を申告書表面⑩に転記 必要経費… 譲渡した資産(短期・長期)の取得価格及びその譲渡費用 特別控除… 50万円(必要経費控除後が50万円未満の場合はその金額)
一時 (シ・⑪)	賞金、懸賞当せん金、生命・火災保険の満期返戻金や一時金などの所得をいいます。 シ 収入金額… 昨年中に収入となることが確定した金額 ⑪ 所得金額… 総合譲渡と併せて、申告書裏面10欄で計算。項目「二 合計欄」の金額を申告書表面⑩に転記 必要経費… 収入を得るために支払った金額 特別控除… 50万円(必要経費控除後が50万円未満の場合はその金額)

寡婦控除 (⑫)	本人が寡婦である場合には、控除が受けられます。 夫と死別後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、昨年中の合計所得金額が500万円以下の方 ⑫寡婦控除額…26万円
ひとり親控除 (⑬)	本人がひとり親である場合には、控除が受けられます。 ひとり親… 現に婚姻をしていない方または配偶者が生死不明などの方(ただし事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない)方で、扶養親族である子を有し、かつ昨年中の合計所得金額が500万円以下である方 ⑬ひとり親控除額…30万円
勤労学生控除 (⑭)	本人が、学校教育法に規定する学校の学生、生徒などで、昨年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の場合には、控除が受けられます。 ⑭勤労学生控除額…26万円
障害者控除 (⑮)	本人が、障害者である場合、または同一生計配偶者及び扶養親族のうちに障害者がいる場合には、控除が受けられます。 障害者… 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている方、戦傷病者手帳の交付を受けている方、常に病床についており複雑な介護を必要とする方など 特別障害者… 障害者のうち障害の程度が重い方(常時心神喪失の状態にある方、重度の知的障害のある方、身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級または2級の方など) ⑮障害者控除額…1人につき26万円 ※特別障害者の場合は、1人につき30万円、扶養親族のうち同居特別障害者の場合は、1人につき53万円 ※特別障害者の場合は、氏名を〇印で囲んでください。 ※16歳未満の扶養親族にも、障害者控除は適用されます。

	申告者の合計所得金額			控除の種類	
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下		
配偶者(特別) 控除 (⑯)	～ 480,000	330,000	220,000	110,000	配偶者控除
	老人控除対象配偶者 昭和27年1月1日以前生まれ	380,000	260,000	130,000	
	480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	
	1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	
	1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	
	1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	
	1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	
	1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	
	1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	
	1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	
1,330,001～	0	0	0	配偶者 特別控除	

扶養親族 (⑰)	扶養親族がいる場合には、控除が受けられます。 扶養親族の範囲… 生計を一にする扶養親族及び県から養育や養護を委託された児童や老人で、合計所得金額が48万円以下の方(青色事業専従者給与の支払いを受ける方や、事業専従者を除く) 同居老親等… 老人扶養親族のうち、自己または配偶者と同居を常時している状況の直系尊属 ⑰扶養控除額… 下欄のとおり ※年少扶養親族(H18.1.2以降生まれ)の方の扶養控除はありませんが、市民税・県民税の非課税限度額等の判断に必要ですので申告をしてください。
-------------	---

基礎控除 (⑱)	扶養親族	控除額
	老人扶養親族 (S27.1.1以前生まれ)	38万円
	同居老親等扶養親族	45万円
	特定扶養親族 (H11.1.2からH15.1.1生まれ)	45万円
基礎控除 (⑱)	一般扶養親族 (H15.1.2からH18.1.1、S27.1.2からH11.1.1生まれ)	33万円
	合計所得金額に応じて所得から差し引くことができる控除額です。	
	合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

雑損控除 (㉒)	本人または昨年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、昨年中に災害、盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合には、控除が受けられます。 損害金額(合計)… 損害を受けたときの時価+災害関連支出の金額 保険金などで補てんされる金額… 損害について支払を受ける損害保険金や損害賠償金などの金額 災害関連支出の金額… 災害により住宅家財等が滅失・壊損した場合の、取壊しまたは除去のための支出その他付随する支出 ⑲雑損控除額… 次の(1)及び(2)で計算した結果、いずれか多い方の金額 (1)損害金額(合計)-保険金等で補てんされる金額-総所得金額等の合計額の10% (2)災害関連支出の金額-5万円
-------------	--

医療費控除 (㉓)	昨年中に本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために、次の費用を支払った場合は、控除が受けられます(1か2のいずれかを選択)。 1 医療費(医師や歯科医師等に支払った診療費、治療費、入院費など) 2 一定のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用に転用された医薬品)の購入費用(セルフメディケーション税制) ※健康の保持推進及び疾病の予防のため一定の取組を行っていることが条件です。 ⑳医療費控除額…3ページの医療費控除の計算欄を参照してください。 ※セルフメディケーション税制を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の「□1」と記入してください。
--------------	--

■ 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 及び 4 所得から差し引かれる金額 の欄の記入例と解説

社会保険料控除 (㉔)	昨年中に本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料など)を支払った場合には、控除が受けられます。 ㉔社会保険料控除額…支払った保険料または掛金の全額
小規模企業共済等掛金控除 (㉕)	昨年中に小規模企業共済制度、心身障害者扶養共済制度または個人型確定拠出年金制度に基づく掛金を支払った場合には、控除が受けられます。 ㉕小規模企業共済等掛金控除額…支払った掛金の全額
生命保険料控除 (㉖)	昨年中に本人が、保険金等の受取人の全てを本人または配偶者その他の親族とする一般生命保険契約等、介護医療保険契約等、若しくは個人年金保険契約等の保険料または掛金を支払った場合には、控除が受けられます。 一般生命保険契約等…本人または配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等 個人年金保険契約等…本人または配偶者を受取人とする個人年金保険契約等 介護医療保険契約等…本人または配偶者その他の親族を受取人とする介護医療保険契約等 ⑳生命保険料控除額…昨年中に支払った新旧一般分、新旧個人年金分、介護医療分の各保険料の計を元に計算された金額の合計額 ※3ページの生命保険料控除の計算欄を参照してください。
地震保険料控除 (㉗)	昨年中に地震保険(特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分)の保険料または掛金を支払った場合には、控除が受けられます。 地震保険契約等… 本人または配偶者その他の親族が常時居住する家屋、家財等の資産を、保険または共済の目的とし、地震や噴火を原因とする火災等の損害より生じた損失に対して保険金が支払われる損害保険契約等 旧長期損害保険契約等… 保険期間が10年以上で、満期返戻金が支払われる損害保険契約 ㉑地震保険料控除額… 昨年中に支払った地震保険、旧長期損害保険分の各保険料の計を元に計算された金額の合計額 ※3ページの地震保険料控除の計算欄を参照してください。

■ 給与所得の計算

A 給与収入金額 (円)		
申告書の「1 収入金額」の「カ」の金額を転記してください。 ※給与収入が850万円を超える方、給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方がある方は右の所得金額調整控除も確認してください。		
A 給与収入金額(円)	給与所得(円)	
～ 550,999		0
551,000 ～ 1,618,999	A - 550,000	
1,619,000 ～ 1,619,999		1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999		1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999		1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999		1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	A÷4千円未満の端数切捨て	B×2.4+100,000
1,800,000 ～ 3,599,999		B×2.8-80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	B	B×3.2-440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A×0.9-1,100,000	
8,500,000 ～	A-1,950,000	

Aを上記の表にあてはめて計算し、(所得金額調整控除に該当がある場合は所得金額調整控除を差し引く)給与所得の金額を申告書の「2 所得金額」の⑥に転記してください。

■ 雑所得(公的年金等)の計算

※雑所得(業務-その他)は別計算になります。

A 公的年金等の収入金額 (円)		
申告書の「1 収入金額」の「キ」の金額を転記してください。		
昭和32年1月1日以前に生まれた方		
A 公的年金等収入金額(円)	公的年金等に係る雑所得(円)	
～ 1,100,000		0
1,100,001 ～ 3,299,999	A-1,100,000	
3,300,000 ～ 4,099,999	A×0.75-275,000	
4,100,000 ～ 7,699,999	A×0.85-685,000	
7,700,000 ～ 9,999,999	A×0.95-1,455,000	
10,000,000 ～	A-1,955,000	
昭和32年1月2日以後に生まれた方		
A 公的年金等収入金額(円)	公的年金等に係る雑所得(円)	
～ 600,000		0
600,001 ～ 1,299,999	A-600,000	
1,300,000 ～ 4,099,999	A×0.75-275,000	
4,100,000 ～ 7,699,999	A×0.85-685,000	
7,700,000 ～ 9,999,999	A×0.95-1,455,000	
10,000,000 ～	A-1,955,000	

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円超2,000万円以下の場合は一括10万円、2,000万円超の場合は一括20万円が控除額から引き下げられるため、所得がそれぞれ引き上げられます。
Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された雑所得の金額を申告書の「2 所得金額」の⑦に転記してください。また、公的年金等に係る雑所得以外に雑所得がある場合は、その合計額を⑧又は⑨に転記してください。

■ 生命保険料控除の計算

生命保険料控除額…		一般分(A)、介護医療分(B)、個人年金分(C)の各保険料の計を下に当てはめて計算した金額の合計額
旧契約	A・Cそれぞれの合計金額(円)	控除額(円)
	～ 15,000	支払った保険料の全額
	15,001 ～ 40,000	(AまたはC)×0.5+7,500
	40,001 ～ 70,000	(AまたはC)×0.25+17,500
	70,001	35,000
※控除限度額 Aの控除額+Cの控除額=70,000 が上限		
新契約	A～Cそれぞれの合計金額(円)	控除額(円)
	～ 12,000	支払った保険料の全額
	12,001 ～ 32,000	(A,BまたはC)×0.5+6,000
	32,001 ～ 56,000	(A,BまたはC)×0.25+14,000
	56,001	28,000
※控除限度額 Aの控除額+Bの控除額+Cの控除額=70,000 が上限		

新契約と旧契約の両方の支払保険料等について一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には控除限度額はそれぞれ28,000円まで。

■ 申告会場のお知らせ

受付場所	受付期間	受付時間	お知らせ
知多市役所 (3階大会議室)	2月14日(月)～3月15日(火) (土・日・祝日を除く。)		
東部まちづくりセンター (1階会議室1)	3月 3日(木)～3月 4日(金)	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、申告会場への来場ではなく、申告書の郵送提出にご協力ください。
岡田まちづくりセンター (1階会議室1)	3月 9日(水)		○2月13日(日)までは市役所での申告相談は開催しませんのでご注意ください。
旭まちづくりセンター (1階会議室1)	3月10日(木)～3月11日(金)		

■ 所得金額調整控除

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は「16 所得金額調整控除」に関する事項「1」に記入し、給与所得金額から次の計算式で算出された金額を控除してください。	
・納税義務者本人が特別障害者に該当する	【給与収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円】×10%
・23歳未満の扶養親族を有する	
・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する	
②給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方があり、双方の所得の合計額が10万円を超える場合、給与所得金額から次の計算式で算出された金額を控除してください。	
給与所得控除後の給与所得金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得金額(上限:10万円)-10万円	

■ 地震保険料控除の計算

地震保険料控除額	地震分(A)、旧長期損害分(B)の各保険料の計を下に当てはめて計算した金額の合計額	
A	支払った保険料(円)	控除額(円)
	全額をA	A×0.5(最高25,000円)
B	支払った保険料(円)	控除額(円)
	～ 5,000	全額
	5,001 ～ 15,000	B×0.5+2,500
	15,001 ～	10,000

※控除限度額Aの控除額+Bの控除額=25,000 が上限

■ 医療費控除の計算

以下のうち、いずれかを選択。	
医療費控除	(支払った医療費-保険金等で補てんされる金額)-(総所得金額等×5%か10万円のいずれか低い額) ※控除限度額200万円
セルフメディケーション	(スイッチOTC医薬品の購入費用-保険金等で補てんされる金額)-12,000円 ※控除限度額88,000円

■ 所得税との人的控除差額《調整控除》

人的控除の名称	所得税(円)	住民税(円)	差額(円)	人的控除の名称	所得税(円)	住民税(円)	差額(円)
申告者の所得				障害者控除	一般 270,000	260,000	10,000
配偶者控除	900万円以下 380,000	330,000	50,000	特別	400,000	300,000	100,000
配偶者特別控除	900万円以下 260,000	220,000	40,000	同居特別	750,000	530,000	220,000
特別控除	950万円以下 130,000	110,000	20,000	寡婦控除	270,000	260,000	10,000
老人控除対象配偶者	900万円以下 320,000	260,000	60,000	ひとり親控除(母)	350,000	300,000	50,000
	950万円以下 160,000	130,000	30,000	ひとり親控除(父)	350,000	300,000	50,000
配偶者特別控除	900万円以下 380,000	330,000	50,000	勤労学生控除	270,000	260,000	10,000
	950万円以下 260,000	220,000	40,000	基礎控除	2,400万円以下 480,000	430,000	50,000
	950万円以下 130,000	110,000	20,000	2,400万円超 2,450万円以下 320,000	2,900,000	290,000	50,000
配偶者特別控除	900万円以下 380,000	330,000	50,000	2,450万円超 2,500万円以下 160,000	150,000	50,000	110,000
	950万円以下 260,000	220,000	40,000	2,500万円超	適用なし		
配偶者特別控除	900万円以下 380,000	330,000	50,000	※1 ひとり親控除(父)については人的控除差10,000円として計算します。			
	950万円以下 130,000	110,000	20,000	※2 基礎控除については人的控除差50,000円として計算します。			
扶養控除	適用なし			※3 合計所得金額が2,500万円超の納税義務者は調整控除が適用されません。			
	一般 380,000	330,000	50,000				
	特定 630,000	450,000	180,000				
	老人 480,000	380,000	100,000				
	同居老親 580,000	450,000	130,000				

■ 税額控除の計算《調整控除》

※5%の内訳は、市民税が3%、県民税が2%です。

個人住民税の課税所得金額が200万円以下	①個人住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の課税所得金額	①と②のいずれか小さい額の5%
個人住民税の課税所得金額が200万円超	①個人住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 ②個人住民税の課税所得金額から200万円を控除した金額	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%

■ 税額控除の計算《配当控除》

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.60%	1.20%	0.80%	0.60%
証券・投資信託等	外貨建証券の投資信託以外	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%
	外貨建証券の投資信託	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%

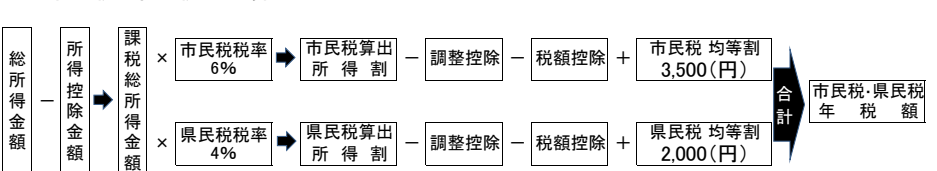
■ 税額控除の計算《寄附金控除》

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額(円)	割合	昨年中に、次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の6%を市民税から、4%を県民税から控除できます。(※ただし、総所得金額等の合計額の30%が上限です。)
0	1,950,000	84.895%
1,950,001	3,300,000	79.79%
3,300,001	6,950,000	69.58%
6,950,001	9,000,000	66.517%
9,000,001	18,000,000	56.307%
18,000,001	40,000,000	49.16%
40,000,001		44.055%

1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金
2 住所地の道府県共同基金または日本赤十字社の支部に対する寄附金
3 所得税法に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合には、その超える金額に、左表の左欄の区分に応じて右の割合を乗じて得た額の5分の3を市民税の控除額に、5分の2を県民税の寄附金控除額にそれぞれ加算して控除することができます。(※寄附金控除額が、個人住民税の所得割税額の20%に相当する金額を超える場合には、その20%が上限です。)
被災地への寄附金については、税務課までお問い合わせください。

■ 市民税・県民税の計算方法



※分離課税に係る所得に対する税額は、上記とは別に計算します。詳しくは税務課までお問い合わせください。

□ 申告書記入例

計算方法が不明な欄は市税務課が計算しますので、記入せずに必要な書類を添付して提出してください。

申告日現在の住所地を記入してください。

令和4年1月1日時点の住所を記入してください。

申告日を記入してください。

特別障害者の場合は、氏名を〇印で囲んでください。
※該当者のマイナンバーを記入してください。

扶養親族についても、該当者のマイナンバーを記入してください。

非課税限度額等の判定のため、16歳未満の扶養親族がいる場合は必ずご記入ください。
※該当者のマイナンバーを記入してください。

どなたかに扶養されていた場合、その方の氏名、続柄、住所を記入してください。

令和4年度 市民税・県民税申告書									
(令和3年分所得)									
知多市長 様		現住所	知多市緑町10番地 みどり荘103			業種又は職	自営(農業)		
提出年月日		1月1日現在の住所	同上			電話番号	0562(12)3456		
年	月	日	フリガナ	姓	名	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		
4	1	18	知多	太郎			世帯主からみた続柄		
生年月日	40	11	11	知多	一郎	世帯主からの氏名	子		
3 所得から差し引かれる金額に関する事項									
⑫ 社会保険の控除									
国民健康保険税		156,000 円							
介護保険料		33,700 円							
合計		189,700 円							
⑬ 生命保険料控除									
新生命保険料の計		120,000 円							
旧生命保険料の計		120,000 円							
新個人年金保険料の計		100,000 円							
旧個人年金保険料の計		100,000 円							
介護医療保険料の計		20,000 円							
旧長期損害保険料の計		20,000 円							
⑭ 障害者控除									
氏名		知多 緑			障害の程度	2 級			
個人番号		3,4,5,6,17,8,9,0,11,2,3,4			障害の程度	2 級			
⑮ 配偶者控除・配偶者特別控除									
氏名		知多 花子			配偶者の合計所得金額	180,000 円			
個人番号		3,4,5,6,17,8,9,0,11,2,3,5			同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	□			
⑯ 扶養親族控除									
氏名		知多 次郎			同居/別居	同居 子 33			
個人番号		3,4,5,6,17,8,9,0,11,2,3,6			同居/別居	同居 子 33			
氏名		知多 次郎			同居/別居	同居 子 33			
個人番号		3,4,5,6,17,8,9,0,11,2,3,7			同居/別居	同居 子 33			
⑰ 所得がなかった方の配偶者									
1 私は次の者 □ から仕送りを受けていた。 □ の扶養親族であった。									
氏名		続柄							
住所									
2 その他 (令和3年1月1日から令和3年12月31日までの生活状況)									
貯金・遺族年金・障害年金・雇用保険 その他 ()									
※裏面にも記載する欄がありますから注意してください。									

個人番号(マイナンバー)12桁を記入してください。
※マイナンバーは、マイナンバーカード、住民票等で確認できます。

世帯主からみた申告者の続柄を記入してください。

課税収入がなかった場合は、どのように生計を立てていらっしゃったかを、該当項目に〇(マル)をつけるか、簡潔に記入してください。

収入の種類	金額
1 収入	
営業等	ア
農業	イ 130,500
不動産	ウ 360,000
利子	エ
配当	オ
給与	カ 2,790,000
公的年金等	キ
業務	ク
その他	ケ
短期	コ
長期	サ
一時	シ
2 所得	
営業等	①
農業	② 110,500
不動産	③ 206,300
利子	④
配当	⑤
給与	⑥ 1,871,600
公的年金等	⑦
業務	⑧
その他	⑨
総合課税一時	⑩
合計(①~⑩)	⑪ 2,188,400
3 所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除	⑫ 189,700
小規模企業共済等掛金控除	⑬
生命保険料控除	⑭ 70,000
地震保険料控除	⑮ 10,000
寡婦、ひとり親控除	⑯, ⑰
勤労学生、障害者控除	⑱, ⑲
配偶者(特別)控除	⑳ 330,000
扶養控除	㉑ 330,000
基礎控除	㉒ 430,000
雑損控除	㉓
医療費控除	㉔ 50,050
合計(⑫~㉔)	㉕ 1,939,750

■ 申告書に係る用語説明

- 「総所得金額」とは、事業所得金額から一時所得金額までの合計額から純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除をした後の金額です。(「2 所得金額」の「⑪合計」)
- 「総所得金額等」とは、総所得金額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算した金額)です。
- 「合計所得金額」とは、総所得金額等から純損失や雑損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失を適用しないで計算した金額です。
- 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、控除対象配偶者又は扶養親族であるかどうかの判定は、令和3年12月31日(年の途中でその人が死亡した場合は、死亡した時点)の現況によります。
- 事業専従者とは、生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、原則として当該年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事した人です。
※事業専従者控除額(所得税の青色事業申告者を除く。)…a、bのいずれか小さい額
a: 配偶者86万円、その他親族50万円
b: 事業所得に係る所得金額÷(事業専従者+1)
- 「同一生計配偶者」とは、前年中の合計所得金額が48万円以下で生計を一にする配偶者です。